

## 「青森市子ども総合プラン」及び「青森市子どもの権利の保障に関する行動計画」の一部改定について

### 1 これまでの経緯

子ども総合プラン、及び子どもの権利の保障に関する行動計画は令和2年10月2日に開催した本分科会において、各計画の一部改定（素案）を御審議いただいたところであり、本分科会での御意見を踏まえ、以下のとおり素案を変更し、計画の一部改定を行いました。

なお、子どもの権利の保障に関する行動計画については、素案に反映すべき御意見がなかったことから、素案からの変更点はありません。

### 2 素案からの変更点

子ども総合プラン … 「主な取組」の文言を変更（2箇所）

番号	変更前	変更後	本分科会での御意見
1	「主な取組」 ◆ _____ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談などの支援を行います。	「主な取組」92 ページ ◆ <b>子どもを持ち</b> 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談などの支援を行います。	子どもの貧困対策のための取組ではなく、生活困窮者（大人）のための取組のように見えてしまうため、表現を工夫すべき。
2	「主な取組」 ◆ ひとり親家庭の自立と生活の安定・向上を図るため、就職や転職に向けた可能性を広げることができるよう、ひとり親家庭の親 <b>と子ども</b> の学び直しを支援します。	「主な取組」93 ページ ◆ ひとり親家庭の自立と生活の安定・向上を図るため、就職や転職に向けた可能性を広げることができるよう、ひとり親家庭の親 _____ の学び直しを支援します。	「保護者に対する職業の安定と向上に資するための就労の支援」の項目に係る取組であることから、子どもの学び直しの部分は、項目名と整合性が図られていない。